

お知らせ

令和5年12月1日からアルコール検知器による酒気帯び確認が義務化されます。

- 半導体不足などの影響により延期されていたアルコール検知器を活用した酒気帯びの有無の確認の義務化が令和5年12月1日に施行されることが決定しました。
- まだアルコール検知器を入手していない安全運転管理者選任事業所においては、令和5年12月1日までにアルコール検知器の準備をお願いします。
- 運転者個人が購入したアルコール検知器を使用することも可能ですが、その場合は事業所が購入したものと同様に、安全運転管理者において定期的に故障していないかどうか確認し、正常に作動するものを使用してください。

事業所の飲酒運転根絶 取組強化!

令和5年12月からアルコール検知器を用いた酒気帯び確認が義務化されます



安全運転管理者は、下記の業務が義務化されます

令和4年
4月1日施行

- ✓ 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること。

令和5年
12月1日施行

- ✓ 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること。
- ✓ 運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器を用いて行うこと。
- ✓ アルコール検知器を常時有効に保持すること。

運転後も✓チェックしますからね!



自動車を使用する事業所は 安全運転管理者の選任が必須です!

安全運転管理者の

選任

一定台数以上の自動車の使用者は、自動車の使用の本拠(事業所等)ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として**安全運転管理者の選任**を行わなければなりません。自動車の保有台数に応じて副安全運転管理者の選任が必要になります。安全運転管理者・副安全運転管理者になるには一定の要件があります。



乗車定員が11人以上
の自動車1台以上

または



その他の自動車5台以上

*自動二輪車(原動機付自転車を除く)
は1台を0.5台として計算

安全運転管理者の

業務



安全運転管理者の

届出

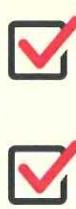
- 安全運転管理者等を選任した時は、その日から15日以内に事業所を管轄する警察署に必要書類を提出してください。
- 安全運転管理者の制度に関するご不明点は、都道府県警察のホームページをご覧いただくか警察署へお問い合わせください。



令和5年
12月より

安全運転管理者による
アルコール検知器を用いた酒気帯び確認が
「義務化」されます。

令和4年
4月1日施行



運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、

運転者の酒気帯びの有無を確認すること



酒気帯びの有無について記録し、
記録を1年間保存すること

(※呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器)

令和5年
12月1日施行



運転者の酒気帯びの有無の確認を、
アルコール検知器*を用いて行うこと

(*呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器)



アルコール検知器を常時有効に保持すること



安全運転管理者の制度に関するご不明点は、
都道府県警察のホームページをご覧いただくか警察署へお問い合わせください。